

発行登録追補目論見書

平成 22 年 7 月

住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22-関東38-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成22年7月15日
【会社名】 住友信託銀行株式会社
【英訳名】 The Sumitomo Trust and Banking Company, Limited
【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均
【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
【電話番号】 06(6220)2121(大代表)
【事務連絡者氏名】 本店総括部主任調査役 渡 辺 義 之
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】 03(3286)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 管理部副部長 朝 日 清 満
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 50,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成22年3月19日
効力発生日	平成22年3月27日
有効期限	平成24年3月26日
発行登録番号	22-関東38
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集(売出)金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 500,000百万円
(500,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 当社東京営業部

(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)

当社神戸支店

(神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店

(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店

(千葉市中央区富士見一丁目1番15号)

当社大宮支店

(さいたま市大宮区大門町一丁目6番地の1)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	4
3 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第4 【その他の記載事項】	7
第二部 【公開買付けに関する情報】	8
第1 【公開買付けの概要】	8
第2 【統合財務情報】	8
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	8
第三部 【参照情報】	9
第1 【参照書類】	9
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	10
・「参照方式」の利用適格要件を満たしている事を示す書面	11
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	12

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	住友信託銀行株式会社第11回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金50,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金50,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.559%
利払日	毎年1月23日及び7月23日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成23年1月23日を第1回の利息を支払うべき日(以下「支払期日」という。)としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日及び7月23日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年7月23日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年7月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁の事前承認を得たうえでこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項のほか、別記(注)4に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>

募集の方法	国内における一般募集																
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。																
申込期間	平成22年7月15日																
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店																
払込期日	平成22年7月23日																
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号																
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。																
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。																
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。																
取得格付	<table border="0"> <tr> <td>1 取得格付</td> <td># A + (シングルAプラス、格下げ方向のクレジット・モニター)</td> </tr> <tr> <td>2 指定格付機関の名称</td> <td>株式会社日本格付研究所</td> </tr> <tr> <td>3 格付の取得日</td> <td>平成22年7月15日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本格付の取得に際して付された条件はない。</td> </tr> <tr> <td>1 取得格付</td> <td>A 1 (Aワン)</td> </tr> <tr> <td>2 指定格付機関の名称</td> <td>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク</td> </tr> <tr> <td>3 格付の取得日</td> <td>平成22年7月15日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本格付の取得に際して付された条件はない。</td> </tr> </table>	1 取得格付	# A + (シングルAプラス、格下げ方向のクレジット・モニター)	2 指定格付機関の名称	株式会社日本格付研究所	3 格付の取得日	平成22年7月15日	本格付の取得に際して付された条件はない。		1 取得格付	A 1 (Aワン)	2 指定格付機関の名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	3 格付の取得日	平成22年7月15日	本格付の取得に際して付された条件はない。	
1 取得格付	# A + (シングルAプラス、格下げ方向のクレジット・モニター)																
2 指定格付機関の名称	株式会社日本格付研究所																
3 格付の取得日	平成22年7月15日																
本格付の取得に際して付された条件はない。																	
1 取得格付	A 1 (Aワン)																
2 指定格付機関の名称	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク																
3 格付の取得日	平成22年7月15日																
本格付の取得に際して付された条件はない。																	

(注) 1 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

2 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

3 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件（ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件(ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件(ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本(注)4(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)4(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び本(注)4(1)①ないし④と実質的に同じ条件(ただし、本(注)4(1)③を除き本(注)4(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。)を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)4(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。)の変更は、本(注)4(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	32,500	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,000	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	5,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	2,500	
計	—	50,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
50,000	241	49,759

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額49,759百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第139期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月30日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成22年7月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成22年7月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

当社本店

(大阪府中央区北浜四丁目5番33号)

当社東京営業部

(東京都中央区八重洲二丁目3番1号)

当社神戸支店

(神戸府中央区御幸通八丁目1番6号)

当社横浜支店

(横浜市西区南幸一丁目14番10号)

当社名古屋支店

(名古屋市中区栄四丁目1番1号)

当社千葉支店

(千葉県中央区富士見一丁目1番15号)

当社大宮支店

(さいたま市大宮区大門町一丁目6番地の1)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 住友信託銀行株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 常 陰 均

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京、大阪証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,012,336百万円

(参考)

(平成19年11月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格

発行済株式総数

$$919円 \times 1,675,128,546株 = 1,539,443百万円$$

(平成20年11月28日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格

発行済株式総数

$$431円 \times 1,675,128,546株 = 721,980百万円$$

(平成21年11月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に
おける最終価格

発行済株式総数

$$463円 \times 1,675,128,546株 = 775,584百万円$$

(注) 平成20年11月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である平成20年11月28日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、信託銀行業を中心に、リース、投資運用、投資助言、クレジットカード、ベンチャーキャピタルなどの金融サービス並びに住宅仲介、シンクタンクなどに至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結子会社は48社、持分法適用関連会社は11社（平成22年3月31日現在）であります。

当社グループの事業に係わる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関係は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメント	所在地	主要な会社名
銀行信託事業	国内	住友信託銀行株式会社(本店ほか支店50か店、出張所12か店) 連結子会社8社、持分法適用関連会社7社 主要な会社名 ○住信振興株式会社 ○住信保証株式会社 ○住信ビジネスサービス株式会社 ○日本T Aソリューション株式会社 ○住信情報サービス株式会社 △住信S B I ネット銀行株式会社 △日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 △エイチアールワン株式会社 △日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 △日本トラスティ情報システム株式会社
	海外	住友信託銀行株式会社(支店4か店) 連結子会社9社 主要な会社名 ○The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd. ○Sumitomo Trust and Banking(Luxembourg)S.A. ○Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.) ○STB Preferred Capital 2(Cayman)Ltd. ○STB Preferred Capital 3(Cayman)Ltd. ○STB Preferred Capital 4(Cayman)Ltd. ○STB Preferred Capital 5(Cayman)Ltd.
リース事業	国内	連結子会社4社 主要な会社名 ○住信リーシング&フィナンシャルグループ株式会社 ○住信リース株式会社 ○住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
	海外	連結子会社3社
金融関連事業	国内	連結子会社10社、持分法適用関連会社3社 主要な会社名 ○ファーストクレジット株式会社 ○すみしんウェルスパートナーズ株式会社 ○ライフ住宅ローン株式会社 ○住信不動産投資顧問株式会社 ○日興アセットマネジメント株式会社 ○住信カード株式会社 ○住信インベストメント株式会社 ○住信アセットマネジメント株式会社 ○株式会社住信基礎研究所 ○すみしん不動産株式会社 △ビジネススト株式会社 △すみしんライフカード株式会社 △トップリート・アセットマネジメント株式会社
	海外	連結子会社14社、持分法適用関連会社1社 主要な会社名 ○STB Omega Investment Ltd. △融通基金管理有限公司

(注) ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
		(自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 18 年 3 月 31 日)	(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)	(自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日)	(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)	(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	789,875	853,365	1,095,650	1,062,122	859,610
うち連結信託報酬	百万円	68,900	73,226	74,628	64,448	53,062
連結経常利益	百万円	171,949	170,171	136,985	29,609	148,147
連結当期純利益	百万円	100,069	103,820	82,344	7,946	53,180
連結純資産額	百万円	1,117,991	1,447,907	1,280,954	1,264,052	1,449,945
連結総資産額	百万円	20,631,938	21,003,064	22,180,734	21,330,132	20,551,049
1 株当たり純資産額	円	668.38	738.77	639.75	521.85	619.15
1 株当たり当期純利益 金額	円	59.91	62.05	49.17	4.74	30.17
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額	円	59.87	62.04	49.17	—	—
自己資本比率	%	—	5.8	4.8	4.0	5.5
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.90	11.36	11.84	12.09	13.85
連結自己資本利益率	%	9.86	8.81	7.13	0.81	5.28
連結株価収益率	倍	22.73	19.80	13.95	78.60	18.15
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,804,932	△1,174,494	△153,759	386,982	△348,312
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,291,109	744,304	184,510	△716.975	720,794
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	22,745	181,729	14,559	154,739	△41,867
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	691,450	443,240	487,255	304,631	636,398
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	8,650 〔2,456〕	9,405 〔2,598〕	9,825 〔2,637〕	9,965 〔2,658〕	10,434 〔2,488〕
信託財産額	百万円	61,669,866	77,149,949	90,534,098	82,770,968	79,307,687

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成 18 年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第 4 号が改正されたことに伴い、平成 18 年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 平成 20 年度の「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式がないので記載しておりません。また、平成 21 年度の「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式は存在しますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、平成 18 年度末から、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づく平成 18 年金融庁告示第 19 号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。なお、平成 17 年度は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づく平成 5 年大蔵省告示第 55 号に定められた算式に基づき算出しております。
7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社 1 社です。

(2) 単体

回次		第 135 期	第 136 期	第 137 期	第 138 期	第 139 期
決算年月		平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月
経常収益	百万円	558,127	558,470	682,644	676,156	485,189
うち信託報酬	百万円	68,900	73,226	74,641	64,478	53,140
経常利益	百万円	148,293	134,551	103,928	37,973	127,506
当期純利益	百万円	88,497	81,813	69,924	38,936	21,691
資本金	百万円	287,283	287,517	287,537	287,537	342,037
発行済株式総数	千株					
普通株式		1,672,892	1,675,034	1,675,128	1,675,128	1,675,128
優先株式		—	—	—	—	109,000
純資産額	百万円	1,096,049	1,195,505	1,019,800	863,145	1,100,690
総資産額	百万円	20,371,732	20,404,956	21,513,246	20,735,842	19,651,334
預金残高	百万円	10,316,161	11,317,081	11,810,218	11,906,026	12,216,451
貸出金残高	百万円	10,352,598	10,797,440	11,033,244	11,488,687	11,921,476
有価証券残高	百万円	5,938,057	5,504,467	4,891,135	5,091,016	4,474,366
1株当たり純資産額	円	655.26	713.90	608.96	515.43	590.82
1株当たり配当額	円	12.00	17.00	17.00	10.00	10.00
普通株式	(円)	(6.00)	(8.50)	(8.50)	(8.50)	(5.00)
(内1株当たり中間配当額)	円	—	—	—	—	24.28
優先株式	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(3.13)
(内1株当たり中間配当額)						
1株当たり当期純利益金額	円	52.98	48.89	41.75	23.25	11.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	52.94	48.89	41.75	—	—
自己資本比率	%	—	5.8	4.7	4.1	5.6
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.62	12.25	12.69	13.03	15.26
自己資本利益率	%	8.84	7.14	6.31	4.13	2.05
株価収益率	倍	25.70	25.13	16.43	16.04	48.18
配当性向	%	22.64	34.76	40.71	43.00	87.92
従業員数	人	5,304	5,627	5,869	6,026	6,084
〔外、平均臨時従業員数〕		[1,226]	[1,308]	[1,333]	[1,357]	[1,280]
信託財産額	百万円	61,669,866	77,149,949	90,534,098	82,770,968	79,307,687
信託勘定貸出金残高	百万円	755,381	591,989	447,059	369,126	398,476
信託勘定有価証券残高	百万円	7,725,066	10,496,104	11,508,943	351,435	554,630

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 第139期（平成22年3月）中間配当についての取締役会決議は平成21年11月13日に行いました。
5. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
6. 第138期（平成21年3月）以降の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式がないので記載しておりません。
7. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
8. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年3月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。